



神奈川県公安委員会指定 犯罪被害者等早期援助団体

神奈川被害者支援センター

Kanagawa Victim Support Center

犯罪や事故の被害にあわれた

あなたを
支援します

● 問い合わせ先

神奈川被害者支援センター

電話番号 **045-328-3720**

〒221-0835 横浜市神奈川区鶴屋町2-24-2
かながわ県民センター 14階

🔍 神奈川被害者支援センター

被害者等支援のための 関連機関・団体との連携

犯罪被害者等が抱える問題は様々ですので、他機関と連携しながら被害者のニーズに取り組むことが必要です。

当センターでは、被害者のご希望に応じて適切な連携を図ることにより「漏れの無い支援」に努めています。



神奈川被害者支援センター

電話相談・法律相談・
直接支援・カウンセリング

神奈川県警察

犯罪被害給付制度
被害者支援要員

横浜地方 検察庁

犯罪被害者
通知制度
被害者支援員

横浜地方 裁判所

被害者参加制度

横浜保護 観察所

被害者等
通知制度など

医療機関

治療
カウンセリング

神奈川県 ・市町村

生活全般に関する相談
居住に関する相談

神奈川県 弁護士会

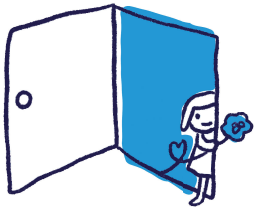
犯罪被害者
支援委員会

法テラス 神奈川

情報提供
精通弁護士紹介

神奈川県 臨床心理士会等

カウンセリング



当センターは 神奈川県公安委員会指定 犯罪被害者等早期援助団体です

神奈川被害者支援センターは平成20年3月26日、神奈川県公安委員会より犯罪被害者等給付金支給法に定める県内唯一の「犯罪被害者等早期援助団体」の指定を受けました。

これにより当センターは、より信頼性のある民間の被害者支援団体として公的認証を得て、警察から被害者等に関する情報の提供を受けることで被害者等に対する専門的支援が可能となるなど、支援内容も充実しました。

電話相談

専門的な訓練を受けた相談員がお話をうかがいます。



カウンセリング

公認心理師、臨床心理士等専門家によるカウンセリングを行います。



法律相談

犯罪被害者等支援に精通した神奈川県弁護士会所属の弁護士による法律相談を実施します。



直接支援

被害者のご希望に応じて、付き添い支援を行います。

例) 弁護士との法律相談、警察署での事情聴取、検察庁での検事調べ、裁判傍聴等



自助グループ支援

同じような体験をした被害者の方々が集まり、気持ちや感情を分かち合い、支え合う場を提供します。



いのちの大切さを学ぶ教室

中学・高校に講師を派遣して生徒と対話しながら、犯罪被害者等の実情と、いのちの大切さについて話し合います。



かながわ犯罪被害者 サポートステーション

神奈川県犯罪被害者等支援条例
(平成 21 年 4 月 1 日施行)
により設置されました。

三位一体 の支援



神奈川被害者支援センター

電話相談・法律相談・直接支援
(警察署・検察庁・裁判所・病院
等への付添)・カウンセリング・
自助グループでの活動支援

警 察

初期的支援・危機介入・
カウンセリング・病院等
への付添・犯罪被害者等
給付金手続・支援に
関する情報提供

神奈川県

電話相談・生活資金の
貸し付け・弁護士による
法律相談・緊急避難
場所の提供 等

神奈川被害者支援センター の支援



犯罪の被害に
あうと・・・



事件や事故の被害にあうと、予想もつかないほどの負担がかかります。これまでの生活が一変し、心の反応とともに、今まで普通にできていたことができなくなるなど、日常生活においても様々な困難に直面します。

神奈川被害者支援センターでは、被害者やそのご家族・ご遺族が少しでも回復できるようお手伝いいたします。誰かに相談したい、話を聴いてほしい、と思ったらお電話ください。

私たちには守秘義務が課せられていますので、どうぞ安心してご相談ください。

かながわ犯罪被害者 サポートステーション

神奈川被害者支援センターは、県、警察と共に県内犯罪被害者支援の中核組織「かながわ犯罪被害者サポートステーション」を構成する唯一の民間団体です。

神奈川県 神奈川県警察 神奈川被害者支援センター



045-311-4727

月～土曜日 (9:00～17:00)

祝休日・年末年始・かながわ県民センターの休館日を除く



性被害者専用ダイヤル



ハートライン
かながわ

045-328-3725

月～金曜日 (10:00～16:00) 祝休日・年末年始を除く